

平成28年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成28年9月13日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年9月川棚町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、三岳昇議員及び久保田和恵議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から9月29日までの17日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間と決定をいたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 0)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る7月30日、佐世保市において平成28年度東彼杵道路建設促進期成会総会が開催をされました。決議の中で現在、県北地域から県央県南地区へ向けた唯一の生活、産業の基幹道路である国道205号は、ほとんどの区間が片側一車線の道路であり、一部迂回路のない単一路線である事から長崎空港への定時制の確保と共に、事故や災害発生時による沿線地域の孤立化と生活、産業、救命救急道路としての機能が遮断をされ、さらに最寄りの空港までのアクセス時間について、人口20万人以上の九州主要都市の中で佐世保市がもっとも長く、九州ワースト1位となっている。等の課題を指摘して、本年度はこれらの現状をふまえ、①国道205号佐世保から東彼杵町、東彼杵道路の計画段階評価に早期に着手すること。②国道205号に関わる道路改築事業及び交通安全対策事業の整備促進を図ること。③に地方の道路促進

事業に必要な財源を確保する事を決議し、建設実現に向けて国、県等へ強く要望していく事が確認されました。

次に、8月8日、川棚町において平成28年度第20回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会が開催をされ、大村東彼地区基幹農道の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、川棚西部地区の早期完成に向けて関係機関、団体との連携を図ること等を確認し、その後事業の進捗状況等について説明を受けております。

次に、8月16日、長崎市において平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が長崎市で開催をされました。主に平成27年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算の審査、認定、その後、一般質問2名が行われて閉会をいたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が6月定例会以降、私が主に出席した会議であります。その他お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告が6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読を願います。以上で私からの報告を終わります。

(10:04)

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議 長 町長。

町 長 皆様おはようございます。

本日、ここに平成28年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、行政報告を4件させていただきます。

まず1件目は平成28年度国際交流事業の中止の件でございます。8月23日から26日にかけて実施する予定でありました、川棚中学校生徒をマレーシアへ派遣する国際交流事業につきましては、相次ぐテロの発生に鑑み、7月19日にやむなく中止の決定をしたところでございます。この事につきましては、議員の皆様には7月26日の全員協議会におきまして、担当課長から中止にいたった経緯などについて説明をさせていただいたところで

ありますが、今回の中止決定は、特に訪問地でありますマレーシアのクアラルンプールにおいて、過激派組織イスラム国、I S 関係者による無差別爆弾テロが発生し、なお、容疑者が手配中であつた事から参加者の安全を十分に確保し、安心して活動する事が出来る状況にはないと判断をいたしましたものであり、事情をお汲み取りいただき、事業中止についてご理解を賜りたいと存じます。

次に空き家バンク制度の開始について、報告をさせていただきます。この空き家バンク制度は、利用可能な空き家の有効活用として、空き家の解消や移住、定住等の促進による地域の活性化を図るものであり、川棚町内の空き家の所有者から物件情報を空き家バンクに登録していただき、また利用希望者からも利用申し込みについて空き家バンクに登録していただき、双方に情報を提供するという仕組みであり、8月から事業を開始したところでございます。本町では川棚町まち、ひと、しごと創生総合戦略の中の基本目標に新しい人の流れを作るにおける具体的な取り組みとして掲げているものであり、関係要綱を制定し、施行後さつそく8月に開催した総代会議において各地区の総代の皆様にご説明すると共に、さらに広報川棚9月号と町のホームページにおいて掲載し、PRを図ったところでございます。今後空き家バンクへの物件登録並びに、利用登録の拡大を図り、移住、定住に繋げていきたいと、このように考えております。

次に東白石若者定住宅地分譲事業についてであります。川棚町まち、ひと、しごと創生総合戦略の一環として進めている東白石若者定住宅地分譲事業は、町外から若者世代の家族の移住、定住を図るため白石保育所跡地の町有地を宅地造成し、格安で分譲するものであります。宅地造成工事につきましては、6区画の造成を8月末に完了をいたしましたので、9月1日より購入希望者の申し込み受付を開始したところであり、10月上旬からは順次購入者の決定ができるものと考えております。広報宣伝につきましては、新聞折り込みや、町のホームページ、日本移住交流ナビに掲載するなどの取り組みの他、8月24日の長崎新聞には、子育て世代川棚に住みませんかとのタイトルで取り上げていただいたところでございます。完売いたしますと6世帯18人以上の移住、定住が図られると共に、地域の活性化にも繋がるものと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊につきましては、昨年度の2名に引き続き、本年度も1名採用するよう募集事務を進めておりましたが、10月1日付で採用する事といたしております。採用する地域おこし協力隊員は熊本県熊本市の出身、年齢が38歳の男性で、熊本市内の企業に勤務されていましたが、川棚町で地域おこし協力隊員として活動する事に魅力を感じ、応募したとの事であります。今後の活躍を大いに期待をしているところであります。

次に、本定例会での行政からの提出議案であります。平成27年度各会計決算認定7件、平成28年度各会計補正予算6件、条例改正3件、同意案件3件、報告事項2件、その他6件でございます。提案理由につきましてはその都度、説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(10:12)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 議席番号6番、堀田一徳です。企業誘致の取り組みと今後の方針について質問をいたします。

平成25年に企業誘致係が設置され、誘致活動が行われましたが、工業団地の適地が見つかわず、平成26年に企業誘致係は廃止をされました。県港湾用地の購入については、財政面からも次期尚早と判断し、計画的なものを見出せないままとなっております。企業誘致は明確な戦略が求められます。本町の総合計画では企業立地に有効な基盤整備の推進を図りますとあります。企業誘致の取り組みと今後の方針について尋ねます。

①川棚町企業立地推進本部では企業誘致推進について、どのような協議が行われたのか。

②県港湾用地2万1千㎡を、基金は減りますが土地開発基金を取り崩し、県より購入ができないか。

③最近の工業立地において、本社への近接性が重視されております。大都市圏の企業を新たに誘致するのは難しいと思います。既に立地している企業に地域内で新たな工業を建設、関連企業などに進出してもらうためのアプ

ローチなどを行ったのでしょうか。

④企業誘致に必要な担当部署を設置できないか。以上、質問をいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀田議員の企業誘致の取り組みと今後の方針はについての質問にお答えいたします。今議員からは、この件について4項目にわたってご質問をいただきましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、①の企業立地推進本部でどのような協議が行われたかとお尋ねですが、企業立地推進本部は企業立地を積極的かつ効率的に推進し、本町産業の基盤強化と地域住民の就労の場を創生するため、平成20年7月に設置されたもので、企業の立地にかかる調査研究や広報宣伝、企業の情報収集、立地企業の審査などを所掌事務としております。そして本部長は副町長が務めており、これまで行われた協議といたしましては、内陸型工業団地の造成に向けて適地を調査、選定すると共に、事業実施の可能性について研究を行って来ております。本件につきましては以前も報告をいたしましたが、1年ほど掛け協議を継続してきましたが、費用対効果の観点から適地がないと判断をし、平成21年7月の会議で事業化を断念するとの結論にいたっております。

また別の企業進出の話があった折には、当該企業の情報収集や適地の調査、企業誘致を有利に進めるために、町の奨励制度の検討などを行いまし、企業へのプレゼンテーションにまで漕ぎ着けましたが、残念ながら誘致にいたっていない状況であります。

ハウステンボスが瀬戸の島にコテージを建設する計画につきましても、企業誘致の一つとして取り組み、情報収集を行うと共に、島への水道、電気など、インフラの供給などについて協議を行い、ハウステンボスにもその提案を行っているところでありますが、その後進展はあっていない状況であります。なお、ハウステンボスの無人島整備につきましましては、西海市の無人島を買収した事が今年1月の新聞で報道をされましたが、複数の無人島の活用を検討しているとの事ありますので、推進本部においても誘致のための協議を継続しているところであります。

この他にも数件、企業進出の話がありましたので、その都度必要な協議を

行うと共に、県の取り組みに合わせてメガソーラー適地調査やオフィス系企業の適地調査なども行っているところでもあります。

続きまして、②の土地開発基金を取り崩して、県の港湾用地2万1千㎡を購入できないかのお尋ねですが、港湾用地につきましては所有者である長崎県に対しまして、平成6年の6月に適正な価格であれば、購入する旨の確約を町の方で行っております。これまで買い取り価格について交渉を重ねてきたところではありますが、この3月に開催した企業立地推進本部の会議において、港湾用地の県の現在の提示額はこれ以上交渉が難しい事、町所有の工業団地がないと企業進出の話があっても誘致活動が出来ない事、また県との確約を履行しなければならない事などから、財政状況に配慮しつつも港湾用地1万1千㎡を取得する事が先決であるとの結論付けがなされたところでもあります。

そして用地取得の財源としては、土地開発基金の活用を検討すべきであり、さらに企業誘致を推進するために西側に隣接する4万㎡の未利用地についても活用が出来ないか、県と協議、検討すべきであるとの報告を受けたところでもあります。したがって、企業誘致に速やかに対応できるよう用地を購入した場合のタイムスケジュールやインフラ整備の試算、そして多額の財源が必要になる事から、その一つとして土地開発基金の活用も検討しているところでございます。

続きまして、③の既存企業に新工場建設、関連企業の進出をアプローチしたかのご質問であります。川棚町におきましては古くは昭和31年に創業いたしました東芝ろ材株式会社川棚工場、現在のクアーズテック長崎株式会社や日本ハムファクトリー長崎工場など数社が進出をし、今日まで多くの雇用を創出していただいていると共に、川棚町の発展に大いにご貢献をいただき、大変感謝をしているところでもあります。したがって、今後も安定した雇用を確保していただくためには、既存企業の存続と育成は大変重要な課題と考えておりますので、企業の方と面会をする機会や企業訪問をする際には、引き続き川棚町での操業をお願いすると共に、工場の増改築などの必要な場合には、ぜひ本町に建設していただくようお願いをして来ているところでもあります。

最後に④の担当部署を設置できないかのご質問であります。企業誘致

の担当部署としては地域政策課商工観光係としており、今のところ新たに設置する考えはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁いたします。

町長 堀田議員。

6 番 堀田 平成26年9月に、一回、企業誘致の件について質問をさせていただきましたけど、その時も用地がない状況では企業誘致の取り組みは現実的に極めて厳しいという答弁がございました。その中から、その内ですね、こういった企業立地推進本部においていろんな協議をなされて、一番最近では3月に検討されたという事ですけど、その後の進捗状況というのは、どこまで進んでいるのでしょうか。

議長 町長。

町長 お答えいたします。まず、この企業立地推進本部が出来たのは平成21年で、当時、波佐見町に長崎キャノンが進出してきて、川棚町にもそういった工業団地が出来ないかというような事から、県の補助事業を使って適地調査をした訳ですね。その結果、道路の建設とか、あるいは造成費用にかなりの財源が必要となって、それを企業に転売するためには、やはりかなり高い単価になりますので、おそらく企業進出は難しいだろうと、いわゆる費用対効果から川棚町には、そういった適地がないという事で結論付けがなされておまして、そういう、いわゆる団地造成を新たにしての企業誘致ができない。こういったまず理解をしていただきたいと思います。そういった中でこれまで、空き工場があるんじゃないかという事で、そこについても空き工場への企業誘致を検討してきましたが、残念ながら土地所有者がメガソーラーの設置をされまして、それも結果的に断念せざるをえなかった。

そして今話題になっております平成6年の6月に土地再開発用地として埋め立てた後には、県から町が購入するという約束の土地、2万1千㎡については価格の交渉が県と町で折り合えば、当然購入をしなければいけないだろうという事で、これまで進んできております。先程壇上で答弁をいたしましたように、もうこれ以上の交渉は無理だろうと、この金額で購入すべきだろうという事で本部の方で決定をして、私の方に報告をいただいております。

そこでこれについては議員からも質問がありましたように、財源をどうす

るかという大きな課題があるわけですが、おっしゃるように土地開発基金を取り崩して、やはり購入すべきだろうという考えをもっております。そういった中で、今3月にそういった方針を出して、その後の状況はどうなのかというような質問がありましたけど、今度の議会で平成27年度の決算の認定をしていただきます。その中で、これまでの財政状況、現在の財政状況、そしてこれから予想される財政状況を勘案しながら、この購入については充分検討して取り組んでいかなければとこのように思っております。

もう一つは先程も檀上で言いましたように隣接する県の埋め立て地、約4haがございますので、これと一体的に工業団地として企業誘致を図れば、より効果的な企業誘致が出来るんじゃないかというような事も今、県の方と協議をしておりますので、そういった諸々の状況が解決をしてから、この2.1haの件については結論を出したいと、このように思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 今、町長の答弁の中では、推進本部の中でそういった、どうしても土地を取得する方向に、今の話では検討しているとの事ですので、それは粛々と進めて行きたいと思っておりますけど、2番目の項目ですけど、今まで埋め立て完成から12年ちょっとぐらい過ぎている訳ですね。そうすると今まで活用されないまま雑草が生い茂り、ゴミが散乱したりして、川棚町民としては何でここはこのままにしておくのだろうかというふうな話があつた訳ですね。だから何故そういうふうに12年間もほたっておられたのか。先程の町長の答弁中で色々な事例を説明されましたけど、それは納得する訳ですけど、12年間進まなかったというのは、どういった事が考えられますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。たしかに議員がおっしゃるように12年間、期間はちょっと計算、自分自身しておりませんが、10年程度ああいう状態である事は事実であります。これについては先程も言いましたように平成6年の6月に適正な価格であれば購入をするという事で、まずこれまで価格の折り合いが県と町でつかなかったという事が、まず一点であります。もう一つ、一番私が心配しているのが、これを購入してもそこに企業誘致がすぐ出

来ればいいんですけど、そうでなければ塩漬け状態になって、その維持管理、今議員がおっしゃったように今は県有地ですから県が維持管理をしますが、これが町有地になりますと町の方で、また維持管理をしていかなければいけないという事になって、そして塩漬け状態になりますと大変財政的にも更に負担がかかるというような事から、やっぱりある程度現状で企業誘致の目途が立った時点で購入した方が一番いいんじゃないかという事で、これまで現状のような状態で推移をしているところでもあります。以上でございます。

町 長 堀田議員。

6 番 堀 田 用地購入の件に関しては、目途が立ってからという事ですけど、目途が立つというのは企業が来ないとそのまま、ずっと続くという事ですよね。そうすると、いつまでたっても出来ない。じゃあ、土地を購入してから探すという手があると、先程町長が答弁されましたように塩漬け状態で長くほったらかしという事になる。そうすると、やっぱりどっちをするかと言うと、最初土地を買うべきではないかと思うんです。そうすると先程、県との交渉事で、中々適正な価格が折り合わないというふうな話をされました。その適正な価格と、県の交渉価格と町の交渉価格は、どのくらい違うんですか。あるいはそういった価格交渉の中でこれだったら買われる。あるいは土地開発基金が3億6千万近くありますけど、その範囲内での購入が出来るという事ですか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。今、議員から前段と後段の質問の内容がまったく変わってちょっと答弁がしにくいんですけど、まず最初は、今は県有地なんですね。企業誘致については県も町も同じ考えで、同じスタンスで進んでおります。だから、まずそれを理解していただきたいと思います。そしてこれまで価格の交渉を続けてきましたけども、ほぼ私どもが思っている金額に近い金額が提示をされたという事、そういった事からこれまでの県との約束事を履行するためにも、購入する時期は来ているんじゃないかという事で本部からはそういった答申を受けております。

そこで、じゃあ購入しましょうかという事になるんですが、ちょっと待てと、今4haの土地が隣にありますので、これと一体的に6haとして企業

団地として取り組んで行けば、もっと効果的な企業誘致が出来るんじゃないかと、今そういったところで県と協議をしているところであります。後でおっしゃった、ご質問があった今の県の提示金額で土地開発基金の範囲内で買えるのかという事については、そのようにご理解いただいで結構だと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういう事でしたら、早急に土地の購入をお願いしたいと思います。3番目の項目ですけど、これ現クアーズテック、あるいは日本ハム、そういった企業の中に町長あたりも東京の方に出張されまして、その折にでも話をされたんだろうと思いますけど、やはり関連企業というか、そういう企業側としての話っていうのはなかったものでしょうかね。あるいはその為に町長自らがその会社の社長さんとかですね、そういった関係者にお話をされたんでしょうか。そういうアプローチはされたんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** さっき壇上で答弁いたしましたけれども、これまでそういったお願いは、ずっとしてきております。これまで長引く景気の低迷によりまして、企業が投資をして増設をするという状況ではなかったわけですね。しかし、ここ数年の状況を見ていますと、やはりまずは地震が東北で発生したという事から、その地震のリスクを分散するために地方に工場を作ろうかという動きもあった訳なんですけど、それも九州でも地震がありましたので、ちょっと企業側としても今、そういった戦略的には悩んでらっしゃるんじゃないかと全体的にですね、そう思います。そういった中で川棚町には以前からさっき言いましたように日本ハム、東芝、現在クアーズテックの企業が進出してきて、これまで川棚町発展に貢献をしていただいでおりますので、これが他所に行かないようにきちんと町は支援をしなければいけない。これがまず第一点だろうと思います。そういった事で毎年本社を表敬訪問しているんですが、その折には必ず、もし増設、新設の計画があったら川棚町というお話はいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 今からもですね、そういった企業の話は大いにお願いをしたいと思っています。4番の企業誘致に必要な担当部署を設置できない

かという事で質問をしておりますけど、これは前は平成25年に企業誘致係が設置をされたという事で、鳴り物入りで私もだいぶ期待をした訳ですけど、一年もしないうちに廃止をされまして、大変残念に思っております。そういった中で先程の町長の説明では、担当部署は地域政策課の中で行う。あるいは企画財政の中で行うという事でございます。そういった中で担当課とすれば、いっぱい色々な事案を抱えている訳ですね。すると企業誘致だけというのは中々難しいと思うんですよ。そうすると、やはり企業誘致の、ノウハウを十分勉強された方を一人、専従とかそういった意味で一人設置した方がいいと思っておりますけど、そのお考えはありますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ありません。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 という事は、地域政策課と企画財政の中で進めて行くという事ですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 大きな市は別として小さい町の場合は、企業誘致を町独自で取り組むのは非常に難しいんですね。長崎県あるいは県の産業振興財団、こういった所と一緒に企業誘致に取り組むという事が必要であると、私はそういうふうに認識をしております。したがって、専門家を職員として置いても、それは非常にその効果は薄いと判断をしております。ただ県や県の振興財団と一緒に企業誘致を図りますので、例えばの話ですけど、振興財団に職員を一名派遣するとか、そういった事は考えられる施策ではないかと思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういう意味での派遣辺りをしてですね、いろいろな勉強をしてもらおうという事は、大変良いんじゃないかと思っております。この企業誘致辺りを色々先程の話ではないですけど、土地の購入をするのが先か、あるいは企業が来るのが先かという事になりますけど、やはり土地を最初購入しておかないとやはり企業の方も来ないと思うんですね。やはりこれだけ条件がいい土地があるわけですから、やはりそういったものは企業誘致推進本部においても大いに進めていただきたいと思います。それから、その他にも企業誘

致だけではなくですね、地域に必要な主要産業辺りの強化も必要と思いますので、そういった中も含めてですね、地域活性化策あたりも検討をされて、企業誘致の方も進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議 _____ **長** 次に久保田和恵議員。

4 番 久保田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文にしたがって、一般質問を行います。

第一に学童保育の保育料の助成について尋ねます。学童保育は共働き、一人親家庭などの小学生の放課後、または土曜日、春休み、夏休み、冬休みなどの学校休業中は一日の生活を継続的に保障する事、その事を通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業、そして施設です。また児童福祉法に位置づけられている児童福祉事業であり、学童保育は子供達の生活を保障するものです。学童保育で子供達が過ごしている時間は年間1681時間にも及び、小学校にいる時間である1221時間よりも460時間も長いと言われています。子供達にとっては毎日そこで生活をしなければならない。学童保育に通わなければならない施設です。子供達は毎日学童保育に帰ってきて、安全に安心して生活を送る事で保護者は安心して働く事ができます。指導員との信頼関係、子供同士の豊かな関係の中で学童保育は子供達にとって、安全で安心して生活できる居場所なのです。学童保育は保護者や学童保育関係の切実な願いと運動によって、97年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業となりました。児童福祉法では国及び地方公共団体は児童の保護者と共に、児童を心身共に健やかに育成する責任を負うと位置付けられており、市町村にも責任があります。学童保育は保育所と同じようになくしてはならない施設です。しかし子育て中の世代にとって、学童保育の保育料は決して楽な金額ではありません。そこで次の点について町長の考えを尋ねます。

一つ、保育料の助成についてです。本町にある3つの学童施設では、学年、日数、土曜日加算、ガソリン代など加算される条件によって異なりますが、保護者にとってはかなりの負担であり助成する考えはありませんか。

二つ、兄弟、姉妹の保育料の助成について尋ねます。現在兄弟、姉妹の保育料の助成は本町としては実施されておらず、施設側の努力によって減額されていますが、施設に任せるのではなく町の責任で助成する考えはありませ

んか。

三つ目、夏休みの保育料の助成について尋ねます。夏休みは預ける期間も長く、保育料も2万円から3万円と高額になり家計を大きく圧迫しています。日頃利用している家庭でも夏休み利用しない理由に、高い保育料があると考えます。一か月以上の長い夏休み、子供にとって安全で健康的に、保護者にとっては安心して働けるように夏休みの保育料に対して助成する考えはありませんか。

四つ目、生活保護世帯などの保育料の助成について尋ねます。現在本町の3つの学童保育には生活保護世帯、対象の児童の受け入れはありません。母子、父子家庭の学童に対する助成があるように、生活保護世帯、準要保護世帯の児童に助成する考えはありませんか。

次に教育長にお尋ねします。第二に就学援助制度の改善について尋ねます。子育てして行く上での大きな問題の一つは、教育費の負担が重いという事です。日本の教育費の公的支出は先進国の中でも5年連続最下位です。子供の貧困率は16.3%、6人に1人に達しています。先進国34カ国中ワースト10という深刻な事態です。就学援助制度は教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法26条と教育基本法に基づいて経済的に困難を抱える小中学生のいる家庭に学用品や学校給食費などを市町村が援助する制度です。そこで次の点について教育長に考えを尋ねます。

就学援助には、2010年度から加えられたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が、本町では加えられておりません。3つの項目を加える考えはありませんか。

二つ目、入学前に準備する用品のため新入学児童生徒学用品費があります。4月の入学を前にして、どの家庭でも何とか工面して子供達のために新入学用品を揃えます。ランドセルや制服を買ってもらって喜ぶ子供達の顔が目に見えます。しかし、生活が困窮していて援助が必要と認められている人が受ける就学援助制度の中の新入学児童生徒学用品費であるのに、実際の支給は本町は6月頃であり、本当に生活に困っている家庭に一刻も早い支給と、そして困窮世帯への貸付制度を設置する考えはないか尋ねます。以上、お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 久保田議員の質問にお答えします。今議員からは2つの項目についてご質問をいただきましたが、最初の学童保育の保育料の助成について私の方から答弁をいたします。学童保育につきましては、只今、議員も述べられましたように児童福祉法第6条の3において、放課後児童健全育成事業として小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場などを与えて、その健全な育成を図る事業として規定されているところであります。そして、さらに同法第21条の9には、市町村に関する責務が定めてありまして、市町村は児童の健全な育成に資するため、当該事業を含むその他の子育て支援事業の着実な実施に努めなければならないと、このようにされております。さらに第21条の10には、当該市町村以外の放課後児童育成健全育成事業を行う者との連携による放課後児童健全育成事業の利用促進に努め、そして56条第7の第2項には必要に応じ、公有財産の貸付、その他の必要な措置を積極的に講ずる事により、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させる事などが規定をされております。また第56条の7、第3項には市町村の講ずる措置に関し、国及び県は必要な支援を行うものと規定されており、議員ご指摘のように国及び地方公共団体に一定の責任がある事業だと、このように認識をいたしております。

そのため本町における学童保育の実施にあたっては、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、児童福祉法の規定に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例でその基準を定めており、この基準に沿って本町の指定管理事業含め、3ヵ所の学童保育所について民間事業者がそれぞれ運営をされております。民間事業者では学童保育の運営にあたっては、町からの委託料や、利用者から保育料を主な財源とされております。町からの委託料については、それぞれの民間事業者の学童保育の運営状況に対して、国が定める放課後児童健全育成事業費補助金の交付基準に当てはめて算出した交付基準額を基本に国、県、町が均等に負担しており、この交付基準では開所日数、保育児童数に応じた基本額に対して長時間開所の場合として、1日当たりの開所時間や長期休暇等における開

所時間を考慮して加算されているところでもあります。

また保育料につきましても、それぞれの民間事業者が保育児童の学年、週の保育日数、土曜日加算、送迎のガソリン代など学童保育の運営状況を勘案した内容で利用者から徴収されております。なお、民間事業者の保育料徴収における母子、父子家庭の学童に対する減額の取り扱いについては、その減額相当分を県と町で折半して負担しておりますが、議員がおっしゃったように兄弟、姉妹等の多子世帯の減額取り扱いについては民間事業者の配慮によるものであります。

これら本町の状況をふまえ、県内の他市町の状況を調査したところ、学童保育の保育料の負担に対して、給付型の助成を実施している団体は、生活保護、準要保護世帯も同様となっているようであります。失礼いたしました。給付型の助成を実施している団体はなく生活保護、準要保護世帯もないようであります。また、民間事業者による兄弟、姉妹の保育料の減額の取り扱いに対する負担については、二つの市で減額分の一部を補填する事とされているようであり、その他検討している団体が1市あるようであります。

そこで議員がご質問の①の保育料の助成、③の夏休みの保育料の助成については町からの委託料において、それぞれの民間事業者の学童保育の運営状況を考慮しており、また民間事業者の保育料の徴収についても、当該学童保育の運営状況を勘案して徴収されているようであります。また県内の他市町の状況と比較して、特に異なる取り扱いをしているものではないことから町で助成を行う考えはありません。

②の兄弟、姉妹の保育料の助成についても県内でも他市町村の状況と比較して、特に異なる取り扱いをしておりませんので、同様に助成を行う考えはありません。

④の生活保護世帯などの保育料の助成の件についてですが、現行生活保護世帯では生活保護費の算定において収入がある場合、学童保育の保育料は当該収入から経費として控除する事ができ、この控除後の収入額と生活保護制度の基準で算定する生活費との不足分が生活保護費として支給されておりますが、収入がない場合は、学童保育の保育料は生活保護費の制度上で考慮されていない為、生活保護制度の基準で算定する生計費の中で工夫をして、当該保育料を負担する必要があるようです。議員がご指摘の通りであります。

また現行準要保護世帯では学童保育の保育料に対する助成項目はないため、準要保護の認定における世帯の認定収入から生活保護制度の基準で算定する生活費を控除した残余をもって、当該保育料を負担していただく必要があるようであります。

したがいまして、生活保護世帯及び準要保護世帯に対する支援については生活保護制度の基準で選定する生計費に学童保育の保育料を加え、これに対し当該世帯の収入がどのような水準であるかを考慮して、支援の必要性を判断する事になるのではないかと考えますので、県内の他市町では事例はありませんけれども、今後、本町において研究をしていきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 久保田議員の質問にお答えいたします。①についての質問でございますが、これは準要保護についてだと考えますので、そうした視点で答弁をさせていただきます。要保護においては支出項目の中にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられておりますが、準要保護については市町村の独自の基準に委ねられておりまして、これらの項目については現在支出をいたしておりません。議員ご指摘のとおりでございます。準要保護では、本町は学用品費、新入学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費を支給をいたしてしております。議員ご質問の準要保護にもクラブ活動費、生徒会費、PTA会費をとの質問について、仮に援助するという事で算定をした場合、約320万円程度の支出増が見込まれます。本町の厳しい財政状況を考えますと非常に難しい、そのように考えております。本町の準要保護の所得基準係数1.3は県内でも最高水準でございます。これを維持する事の方が重要であると教育委員会では考えており、議員ご指摘の項目の支給内容を拡大する考えはございません。

②の質問についてですが、本町準要保護の認定の流れは、1月に各学校にお知らせをし、2月に申請を締め切り、3月の教育委員会議で決定をし、4月に認定を通知を発送し、6月以降に支給を行う流れになっております。6月に支給額を決定するのは、6月に県が示す補助基準を受けて金額を決定しているからでございます。認定から時間が掛かる事になりますが、援助額が決定次第速やかに支出する事としてしているところです。したがいまして、4月

に支給というのは非常に難しいという事でございます。貸付制度については福祉サイドでの対応になるかと思いますので、教育委員会での貸付制度の創設は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 町長に再質問を行います。第一点目です。学童保育の保育料ですね。これは先程言われたように学年でも日数でも、そういうのがずっと加算されていておりますが、今子育て世代の所得がどのようになっているかっていうのをご存じだったら、そういうふうにお母さんたち、保護者の方が厳しいというのをお分かりになると思いますので、紹介して見ます。これは私達の新聞ですから、どう受け止められるかは分かりませんが、8月24日なんですね。労働力調査詳細集計、総務省が出していますから正しい報告だと思います。これから見ると25歳から54歳の非正規労働者が増え続け、人生の中で結婚や子育ての中心的な時期となる世代で、3割が非正規というワーキングプアが増加していると言っています。実質賃金も過去26年間で最低となっているとの事ですね。以前に川棚町の女性達の就労状況を行政側から説明を受けた時に、県の基準よりも高いついていうふうに取りました。これはお母さん達が働き者だとか、保護者の人達が自分達のゆとりの為に働きたいというんじゃなくて、生活を支えるために働いているんですよ。その中で今、学童施設の保育料は負担になるという事を学童の中でアンケートを取られた。その中でも高いというお母さん達の声があったという事です。そして町外からこっちに引っ越して来られた方も、やはり他のお母さん達のネットワークと言うのは凄く広がっていますので、あなたの所の学童は高いというふうな、そういうふうに言われると言いますか、比べられはしないでしょうけど、松浦市などは3000円という事で、これは学校から終わって預けられますけども、土曜日はこれにまた追加加算されます。だから一か月に土曜日が大体4回来るとすれば、3200円として、今は大体9000円ぐらいですよ。9日、10日以上だったら一月9000円という事になってますけども、これに2400円がプラスされて、1万円以上という事になるんです。この金額が私は高いと考えますけども、町長はそれは当たり前前の金額だと、妥当だというふうにお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。その突然保育料が高いか、安いと言われても、制度上決めておりますので、そうだろうと思います。高いとか安いとか思った事はありません。高いとか安いとかそういったことはですね。制度上決まっておりますので。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 制度上決まっているからと片づけられると思ってらっしゃるのが残念ですね。お母さん達の給料がどのくらいかと言うのを考えれば、1万円というのはお給料の中の5分の1だったり、6分の1だったりする訳ですよ。今これからずれるかもしれませんが、今の子育て中のお母さんたちの食料品なんか凄い値上がりがありますので、そういう事から考えれば学童に預けなければ働けない。働くけどこれだけ出したらもの凄くキツイという状況、これは是非ですね、補助する考えはないとおっしゃって、今も制度上仕方がないというふうにおっしゃってますので、ここの所の認識をしていただきたいと思います。

2つ目ですけども、今現在兄弟、姉妹の保育料の補助は本町としては先程言われたようにされておられません。みのりさん、白岳さん、ゴリラさん、それぞれ免除額が違ってはるんですけども、それぞれを言えば差し支えますので言いませんけども、兄弟から20%減額するとか、二人合わせた分から1000円減額するとか、一人から2000円引くとか、こういうふうには減額されております。平均で一人分を2000円と考えた場合、これがみのりさん、白岳さん、ゴリラさんと合わせても18世帯、兄弟世帯さんが預けてらっしゃる兄弟世帯さんが18世帯なんですね。みのりさんが4世帯、白岳さんが4世帯、ゴリラさんが10世帯。だけども沢山兄弟を受け入れたいとしても、この補助を自分達の施設で独自にしなくていけないので厳しいので、兄弟世帯をこれ以上受け入れられないという事でした。計算して見ますと2人目を平均2000円として18世帯、12か月計算したら43万2000円なんですね。これは学童さんにとっては大変な金額ですけども、町にとってこれは大きい金額と思われませんか。補助できない金額なんですか。お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 もう少し制度上の事で質問してもらいたいと思いますが、制

度がこうだから、こうあるべきじゃないかという事で質問をいただければ、それなりの回答ができますけど、先程の9000円プラス2400円が高いか安かと感情的な事を質問されてもちょっと答えづらいんですね。だから制度がこうあって、これについてはこうあるべきではないかとか、そういったご提言をいただければ、もう少し私も回答しやすいんですけど、あまり言いますと議長からお叱りを受けますので。

要は先程言いましたように今の場合については、各園のご努力によって措置されているという事でありますので、各園からそういった要望が出てくれば、それなりの対応もしなければいけないんじゃないかと思えますけど、現状ではそういう形で実施されておりますので、それで良いのではないかとこのように考えております。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 新しい子供、子育て支援制度が始まって、今まで3年生まで預けていたのが6年まで広がりました。これは制度が変わった、これは分かりますよね。けども、お母さん達を制度だけで縛って、学童保育の実態というのも直接行って、いろんなお話を尋ねられたことがあるかどうかですね。6年生まで預けるようになった。この事で家庭の兄弟が預けられる数が増えるという事は、制度上考えれば当然考えられませんか。今まで一人預けていたよりも二人預ければ、当然お母さん達としてはお兄ちゃん達は今まで預けれなかったけども、今世の中がこんなふうな危険な時代だから預けられて助かったという事で預けられてよかったなと私も思ってますので、その兄弟が預ける事によって自然に発生する事ではないかなと思ってますけども、制度上の事だけを聞きなさいと言われれば、ちょっと私はどうかなと思います。

そしたら先に行かせてもらいます。私は制度の事よりも預けているお母さんたちの気持ちになって考えていただきたい。子育てを支援するというのであれば、制度の中でよりよく預けられやすい制度にすべきではないか。町として出来る範囲の助成をするべきではないかと思って、私は質問を準備しております。

3に行きますけど、夏休みの保育料の助成についてですけど、やはり限度を2万円としているところもある。1万7千円にプラス加算しているところ

もあるし、1日を1000円で計算しているところもある。1日を1000円で計算をすればですね、今年の夏休みは7月21日からでしたので、3万以上になるんですね。お父さん達に直接お話をしても、やはりキツイと、やっぱり厳しいですよっておっしゃいます。これはやっぱり夏休みは給食を利用しなくても給食費は払います。後でこれは3月、4月に調整はされますけども。しかもお昼のお弁当、おやつ代がいる訳ですよ。そして夏休みはやはり、どんな家庭でも子供達にいろんな行事に参加させたい。そしていろんなところに連れて行きたいという時に、やはり夏休みというのはお金が掛かります。そういう時に高額の保育料を出す。だけでも出さなければ安心して働けない。ここの矛盾ですよ。そういう所でこれも制度だから学童からは何も言ってこないからって、私は学童から言ってこなくてもお母さん達が楽になる事であれば、町でさっきおっしゃったように学童も一定、市町村の責任が担う事になったというふうにおっしゃいましたので、そしたら私の質問に対しても答えていただけるのではないかと思っておりますけども、やはり制度上どうにもならない事なんではないでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。学童保育については川棚町の場合は民設民営でスタートした訳ですね。そしてこの学童保育については国、県、町が補助をするようになっておりまして、その補助の事業主体が当時は市町村が運営する場合と決められておりまして、そこで一時、民設民営の学童保育に対して町が委託をした形にして、そして補助金を交付して、今日にいたっている訳ですね。そういった中で今議員から縷々お話がありましたけども、基本的には国の補助基準というのがありまして、これについては開所日数や保育児童数に応じた基本額に、長時間開所の場合として1日あたりの開所時間や長期休暇等における開所時間など当該学童保育の運営状況を考慮して定めると、このように書いてありますので、今議員がおっしゃったような事についても、そういった基準で定めて補助がなされているというふうに私は理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 行政側から子供、子育て支援新制度についてっていうのを26年度8月に説明をいただきました。この中で16番目に放課後児童健全育

成事業を始めとする地域子供、子育て支援事業については住民のニーズを市町村の事業計画に適切に反映させると共に、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取り組みに応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすとなっています。制度上でもやはりお母さん達のニーズに答えてってというふうに書いてありますので、やはり一度お母さん達の声を聞いてもらいたいと思います。

4番目に行きます。4番目は先程、私にとっては少し前向きな回答をいただいたと、支援の必要と必要性を判断するとおっしゃったので、私はそういうふうに取り取りました。やっぱり、この中にもありますように、17番目に放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけではなく、保護者の疾病や介護なども該当する事を地方自治体を始め、関係者に周知するとありますので、ぜひ就労だけのためではなくて、やはりそういうふう臨機応変な対応をしてもらいたいと思いますし、先程言いましたように子育ての年代が一番厳しい。そういう状況に今社会がなっておりますので、是非ですね、これは早急に取り組んでいただきたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** あまり期待してもらっても困るんですけど、要ですよ、準要保護については、まず生活保護に準じるという事で措置をされておりますね。生活保護受給者の場合は収入がある場合は、その収入から学童保育の費用を差し引くとなっておりますので、その分助成がなされていると思うんですね。ただ収入がない場合に生計費の中に本来収入がある場合は収入から差し引かれますので、ない場合は逆に生活費の方にプラスされるべきだと一般的に思う訳ですね。そういった所がまだよく制度上分かりませんので、今後調査して検討していきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 是非ですね、そういうふう検討していただきたいと思えます。2番目の就学援助制度について尋ねます。この間、準要保護の子供達が、この間資料を調べていただいたんです。8月の時点で149名、準要保護の世帯がありました。今先程言いましたように6人に1人が貧困の状態にあるとなっておりますので、調査の上ではですね。だからこれでは少なくなっているんじゃないかと思うんですね。それで私の町は生活保護の1.3倍とい

う事ですので、小学生1名、中学生1名、30代の親世帯2人で、ここは3級地の2類ですから、それで計算しましたら、一月12万1430円となります。その1.3倍ですから15万7859円。この以下が準要保護になるわけですよ。生活保護の家庭には、これに住居費の上限額がプラスされます。だから準要保護の家庭から住宅費を引けば、生活保護家庭並に苦しくなるんですよ。それで先程厳しいので320万、私も計算してみました。そのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これはPTAなんかも任意だから入らなくても良くっても、今の状況では入らないという訳にはいきません。それで小学校のクラブ活動費が2710円。中学校では29600円、生徒会費が4570円、5450円、PTA会費が3380円、中学校で4190円、これで準要保護家庭の計算をしてみましたら、313万1660円、これが高いか安いかわからない事なんですけども、子供達が他の普通の生活の子供達と一緒に肩を並べてクラブ活動なんかに励みたいという時に、この313万と言うのは子供達の将来にとって投資として高いんでしょうか。どう思いますか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 そういう議論をされますと、非常に難しい答弁としては難しいと思うんですが、ただ考えてみますと準要保護については国の援助が廃止されております。それと現在市町村への地方交付税措置となって国庫補助対象事業から除外されておりますので、町単独で320万を出すという事になります。そこで今町の財政が厳しいという事についてはご理解いただいているものと思います。こういった状況の中で1.3というのは県でも最高水準です。そうすると支給内容を広げるという事は、この基準を下げて行くかという議論が出てくるんじゃないかというふうに教育委員会としては考えているわけですね。そう考えて行くと今、支給内容を拡大するよりも、この1.3を維持する、この事が大事である。そういうふうに考えているところであります。ご理解をいただきたいと思います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 県内の高い水準にあるっていう事ですけど、全国で見れば1.5の所もあるし、町独自でいろんな事をもっと努力してやっている所もあるという事を承知いただきたいと思います。

二つ目です。先程入学前に準備する新入学児童生徒の学用品費ですね。これが先程の流れでいけば、できないというふうにおっしゃいました。文部科学省から平成27年の8月24日、平成27年度要保護児童生徒援助補助費の事務処理についての通知というのが来ていると思います。ご存じのはずです。これを見れば、子供の将来が生まれ育った環境によって左右される事のないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備すると共に、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進する事を目的に、子供の貧困対策の推進に関する法律っていうのが出来て、この通知が来ているはずです。これはインターネットでは開けないという事です。通知が来ていると思います。この中の留意事項1、市町村がそれぞれの費目を給付する場合には、次に掲げる点に留意する事ということで、アイウとありますけども、このイに要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に、すみやかに支給する事が出来るよう十分配慮する事、特に新入学児童生徒学用品費とありますが、これは確認されてますでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 要保護者については年度当初に支給をしているところでございます。先程の質問は準要保護という事でお答えをいたしております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 要保護者に対しても、3月の新入学時に間に合うように新入学用品費は出されているという事ですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 要保護児童、いわゆる生活保護の中で出しているという事でございます。年度当初です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 それでは貸付制度について、貸付制度をやっているところがあるのはご存じでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 県下の市町村ではないというふうに理解をしております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 県下の市町村ではないと思います。インターネットで調べて

みれば、やっている所はあります。子供達がですね、一生に一度入学式を迎える訳ですね。小学校、中学校ですね。もうランドセルの宣伝はもうやっています。2万円から高いので6万円ですね。6万円以上するというふうに聞いてます。それで入学準備品というのが、これはランドセル、カバン、通学服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、こういうふうな物がありますけど、当然今支給される新入学用品の中では間に合わせるような金額ではないと思います。これだけを揃えるのはですね。けどもやはり中学校になれば、制服が買えないとか揃わなかったという事で不登校の始まりや引き金になったという事も聞いておりますので、ぜひですね貸付制度を実行する考えはないか尋ねますが。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 ご理解いただきたいんですが、教育委員会の仕事として貸付制度をする考えはないと。というのは貸付制度そのものが教育委員会には馴染まないんじゃないだろうかと、そういうふうに考えているところです。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 今川棚町の中で先程要保護の生徒たちの入学準備品というのは、生活保護の中に入っているからその新年度に間に合うって事でしたね。準要保護の子供達は対象になっていないので、ぜひこの子達に親御さん達に貸付制度は教育委員会では馴染まないでしょうけども、是非その早く新入学用品が買えるような親御さんに対する通知と、それから先程の流れで言われたように調べて認定して結果を送ってというふうに、それを新年度に間に合うように、今は6月頃となっておりますので、それをもっと早く出来ないか、工夫は出来ないか。お願いします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 先程申し上げましたように、6月にならなければ県の補助基準が6月に出るという事で、そこになっている訳ですね。したがって、県の補助基準が早く出れば早く出来ると思いますが、そういう事情で出来ないという事をご理解いただきたい。そのように思います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 どちらにしても子供達の貧困対策に関する大綱が閣議決定されてて、子供達が生まれた環境によって左右される事のないようにですね、

貧困の状況にある子供達がその中から抜け出せるような政策を私達も取るべきだと私は考えます。今のように要保護の家庭の子供達には、既に3月に間に合うように手配されているという事ですので、わかりました。以上で終わります。

議 _____ 長 ここでしばらく、休憩をいたします。

(1 1 : 3 0)

(…休 憩…)

議 _____ 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(1 1 : 4 0)

議 _____ 長 次に福田徹議員。

1 2 番 福 田 1 2 番、福田徹です。新教育委員会制度について質問を行います。

この質問は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年、昨年4月に施行され、その前の平成26年9月に一般質問を行ったものですが、あの時はまだ制度移行の半年前での質問でしたので、今新制度移行を1年半を経過しておりますので再度お尋ねをするものであります。繰り返しになりますが改正の中の主なポイントは一つ、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を設け、教育行政の責任の所在を明確にする事。二つ目に、教育長が首長の直接任命、罷免という事で行政の中に首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置する事となり、首長が教育行政に対する責任や役割が明確になる事となっております。他には教育委員会の審議の活性化が図られたり、首長がその自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となる教育に対する大綱を策定するのが挙げられております。

このように新教育委員会が新しく発足する事で、町長が今後の川棚町の教育に大きく関わっていく事になってまいります。本町では教育長の任期満了までの経過措置として、現状の教育委員会組織のまま運営されて来ましたが、この10月から新教育委員会が組織される事になっております。そこで次の4点に質問をします。

新教育委員会制度により、本町の教育がどのように変わるのか。前回の答

弁では変わらないというような答弁でしたが、制度改正でもあります。変化が求められるのではないのでしょうか。

②法が施行されて1年半が経過しますが、先行した自治体では参考になる事例がないか。そのような調査をしているのかお尋ねします。

③新教育委員会制度への移行にあたっての具体的な取り組みは、どのようになされているのかお尋ねします。

④町長が総合教育会議を主催し、教育行政に責任を持つようになっていきますが、スタートにあたっての意気込みとして、学校教育や社会教育についてどういうお考えをお持ちになっているのかお聞きしたいと思います。以上、4点を質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 福田議員からの新教育委員会制度についてのご質問にお答えいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されたところであります。この法律改正では教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化。迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革が行われております。

そこでまず①の新教育委員会制度により本町の教育がどう変わるのかのご質問であります。今回の法律改正では教育委員会をこれまで通り引き続き執行機関とし、その代表者である教育委員長と事務の総括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図るための組織の見直しを行う事、それと教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するための地方公共団体の長が総合教育会議を設置する事、この2つが主な目的となっております。したがって、この法律改正では教育委員会の組織の見直しと総合教育会議の設置が目的と、このように理解をしております。本町の児童生徒に対する教育には直接影響はない事から、特にこれまでと変わる事はないと、このように理解をいたしております。

次に②の先行した自治体で参考にするような事例はないか調査しているの

かのご質問であります、特に行ってはおりません。

次に③の新教育委員会制度への移行に当たっての、具体的な取り組みはどうしているか、とのご質問であります、これにつきましては法律の施行後、さっそく昨年8月に町長と教育委員が出席をし、新たに設置する総合教育会議を想定した会議を開催し、法律改正への概要説明と総合教育会議設置要綱の制定について協議を行っております。またこの会議では、地方教育振興基本計画とその他の計画との関連についても協議を行い、地方教育振興基本計画を新たに制定する大綱に置き換える事とし、別途大綱は策定しない事を決定し、今後の総合教育会議の方向性について協議を行ってきた所でございます。また来たる10月1日になりますと、いよいよ新たな制度である、いわゆる新教育委員会制度がスタートいたしますので、早い時期に総合教育会議の開催を予定したいと、このように考えております。

次に④の町長が総合教育会議を主催し、教育行政に責任をもつようになっていくがスタートに当たっての意気込みとして学校教育や社会教育についてどう思っているかとの質問についてであります、教育委員会はこれまで通り教育の中立性を確保した執行機関であり、教育行政の最終的な執行権限は教育委員会に留保されているところであります。またその第一議的な責任者は教育長である事は、この法律改正により明確になったところであります。また町長が招集する総合教育会議においては、大綱に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、地域の実用に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための施策の協議はもちろん行ってまいりますが、特に児童生徒の生命または身体に被害を生じる恐れがあると認められる場合の緊急に講ずべき措置等については、町長と教育委員会との連携の中で十分な協議調整を迅速に行っていく考えであります。今後とも教育行政の政治的中立性の確保に努めながら、教育長の直接的な任命責任を重く受け止め、教育行政の大綱となる地方教育振興基本計画に定める各施策の実現に努めてまいり所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 ②で先行した自治体と言いますか、この参考になるような事例ということで、調べておられないという事でしたけれども、昨年4月1日現在での教育委員会の現状についてのアンケート調査が全国的に行われてい

るんですが、それに川棚町としては答えられているんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 去年の4月1日現在のアンケートですか。あまり記憶にありません。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 新教育委員会制度への移行に関する調査という事で、27年4月1日現在の状況という事で、教育長に変わられましたかとか、その選考とかについての状況をされておるんですけど、まず最初にお聞きしたいというか、私が確認したいのは法律が改正されて新教育委員会になる。これについて前回の質問では、特に私が議員としてお聞きしたかったのが、早く教育長、新教育長を選任してあたってはどうかという事で質問をした訳ですが、あの時は経過処置として現在の教育長の任期の間は、そのままの組織で行けるのだという事でありました。

しかし、やはり制度が改革されるには、それなりの理由というか、早めの対応が必要じゃなかったかなと思っただけの質問でした。それにあたっては、昨年アンケートによりますと、市町村で言いますと16%が新教育長を任命したと、またその内では80%の方が一旦辞任をしていただいて、新たに任命をされているというふうな事で、やっぱりそういった事例もあってますので、やっぱりアンケートをされてると思いますので、検証なりをして少しでも早くされとった方がいいんじゃないかなと、私は今でも思っているんですけど、その点については終わった事ですので、新しく始める事についてお聞きしたいと思います。

先程大綱は他の計画にあるので別途作らないという事でしたが、前回は現状では大まかな計画でございますので、新たに作る教育大綱としては少し不備があるんじゃないかと思っておりますので、これについて新たに教育大綱を策定しなければならないというスタンスでありますという事ですので、もう1度作らないという事にいった経緯、判断をお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。まず、先程2番について質問がありましたけれども、これについては法律改正後に、ただちに8月でしたか総合教育会議を

想定した会議を開催して、特に行政からも、あるいは教育委員会の方からも異論はなく、こういった形で進めて行けばいいんじゃないかという結論に達しておりますので、他所の他の市町村の調査はしていません。

それから今、質問があった件なんですけど、確かに議員がおっしゃるように、その当時はそういう発言をしていると思います。制度の中には、この総合教育会議の中で議論をして、そして教育行政の大綱を策定するとなっておりますけども、この協議会の中で現在ある計画、あるいは総合計画であるとか、あるいは振興計画であるとか、そういったものがあればそれに変える事が出来るとこのような事でありまして、そういった8月に開催したその会議の中で現在ある振興基本計画を充実したものに於いて、それで大綱とした方がいいんじゃないかと結論になって、そういった方針で先程答弁をしたところであります。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 最後の答弁の中で、充実したものに於いて行く事で対応して行くこと、この充実したものというのは、何かの計画、例えて言えば、基本計画なりを充実させていくという事なんですか。それとも、その中の施策を充実させて行くという事ですか。させて行くという事自体が大綱を作って行く事に繋がって行くんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 当時は川棚町教育指針基本計画というのは、2015年までの計画でありまして、2016年から新たに5年間の基本計画のスタートの年であった訳であります。そこで総合計画も後期基本計画を制定いたしておりますので、そういったものと十分関連を深めながら、今回2016年から2020年までの振興計画を策定しておりまして、この事務については教育委員会の方で策定しておりますので、何か再度質問があれば教育委員会の方で答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 その振興計画というものが、変わって行くという事で、変わるものとして制度上はなるという事で、そちらの方で充実して行ってもらいたいと思います。

3番目にあたっての新教育委員会制度への移行にあたっての具体的な取り

組みとしてですね、教育委員さん、明日2名の方が任期が切れるという事であがって来るんでしょうけど、他の委員さん達は新しい教育委員会としての任命というのが必要じゃなかったのか。それとか新しく委員会が変わってきますので、条例改正とか、そういったものが必要ではなかったのかお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** その件については、総務課長の方から答弁をさせます。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 今回2名の委員の方が任期を満了いたしますけれども、この2名の方につきましては、議員がおっしゃる通りでございます、今回の議会に提案をする予定でございますが、他の3名の委員さんにつきましては、これまで通り任期まで継続していただくという事になります。以上でございます。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 失礼しました。条例改正等につきましては、この制度が始まる時に、平成26年の時に関係する条文につきましては、改正をさせていただいております。他の規則以下については議会に提案をする必要はございませんので、順次改正をしてまいるところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 この制度改正で町長が教育長を任命していくという事で、町長としての任命にあたっての、理由といいますか、選考にあたっての留意された点とかといったところを、関わって来られると思いますが、町長として教育委員としての資質と言いますか、そういったものの選考の中に今までと違った委員さん、例えて言いますと文科省の通知の中にも出てきますが、公募であったり、スポーツ関係の見識のある方、そういった方達も理由と言いますか選考にあたっての判断基準になるというふうにあります、そういった今までのそういうふうな事であったのか。また新たな選考方法としての考えも研究されるのかお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 新教育長と、それから任期満了になります教育委員については、明日議案の提出を予定をいたしております。これについては明日提案理

由を説明をいたしますので、それでご理解いただきたいと思います。

そして議員のご質問の中に、この改革によって教育がどう変わるのかというご質問がありますけども、今回の改革は制度の改革であって、学校教育とそういったものが変わるということはないだろうと思います。そういった事で今後の教育委員会に期待をするのは、やっぱり学校における学力の向上であるとか、あるいは生涯学習の推進であるとか、そういった事を中心として向上を図ってくれるような教育委員会制度になるように期待をしております。

そして教育長については直接、町長が任命をいたしますので、その任命責任を重く受け止めて教育行政に参画をしなければと思っております。そういった中で、やはり教育委員会の執行権限はあくまでも教育委員会並びに新教育長にありますので、町長としては教育の政治的中立性を保ちながら参画をしなければとこのように思っております。以上でございます。

課 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 今、教育委員会との関係の中で町長としては学力向上、生涯学習についての推進だろうと思うんですけど、そういった事に対する町長としてのお考えという具体的なものを総合教育会議、そういったところで示していかれるんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先程申し上げましたように、10月1日から新制度がスタートしますので、さっそく総合教育会議を開催して、そして私なりの考え方を申し上げ、今後教育行政に努めていただくという事にしたいと考えております。基本的には町の総合計画、そして先程申し上げました2016年から2020年までの川棚町の教育振興基本計画。それに沿って進めていただこうという、そういった気持ちを、メッセージをその会の中に伝えていきたいとこのように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 文部科学省の法律改正にあたっての通知の中に留意事項というのが結構あるんですけど、そういった中で総合教育会議、その議事録とかを取って、また公開するようになっておりますので、そこらへんもしっかり公表していただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるとおり今回の改革においては、そういった事も指示をされておりますので、当然議事録の公表などはして行かなければとこのように考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 前は町長が権限をもっていくというところで心配な点とかも質問をしたんですけど、あの時は明確に町長から、そういう事はないと、これまで通り町の教育方針に沿った、総合計画とかに沿った、進めるという事でありましたので、その点は信頼して行きたいと思っておりますので、今後はそういう議事録等を見ながら、私達はチェックにあたっていきたいと思っておりますので。以上で質問を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 2 : 1 0)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に、引き続き、会議を開きます。

(1 3 : 1 5)

議 長 次に、山口隆議員。

1 番 山 口 議席番号1番、山口でございます。通告文にしたがいまして移住、定住促進策について町長に尋ねます。少子高齢化に伴う人口減少とそれに伴う地方の衰退に歯止めを掛けるため、平成26年11月に国で制定された、まち・ひと・しごと創生法を受け、本町でも平成27年12月に川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、その中で安定した雇用を創出する、新しい人の流れを作る、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守るという4項目の基本目標が設定され、目標達成に向け各種の取り組みがなされている。その一環として移住定住促進策のために、町有地の分譲や空き家バンク制度が開始され、移住定住者が増加し、人口減少に一定の歯止めがかかることが期待される。移住定住促進策について、以下の点について尋ねます。

一点目、白石保育所跡地の町有地の分譲の問い合わせ及び申し込みの状況

はどうなっているか。

二点目、空き家を町で購入若しくは借り上げ、低廉な家賃で移住定住者に提供する考えはないか。

三点目、移住定住を促進するためにも、安全安心で利便性の高い町作りが求められる。どのように取り組む考えか。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 山口隆議員から移住定住促進策についてのご質問がありましたのでお答えいたします。まず、質問の中で3つの質問がありましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、①でお尋ねの東白石若者宅地分譲事業につきましては、町外から若者世代の家族の移住定住を図るため、白石保育所跡地の町有地を宅地造成して格安で分譲するものでありますが、その宅地造成工事を8月末に完了しましたので、9月1日より購入希望者の申し込み受付を開始をしたところがあります。そこで分譲の問い合わせ及び申し込みの状況についてですが、電話や窓口での問い合わせは19件で、主に申し込み条件や申込書の入手方法などのお尋ねがあっております。また、分譲地の現地説明会を9月3日土曜日と9月11日日曜日に開催したところ、6世帯のご家族が見えられましたので、分譲地の状況や申し込み手続きについて担当課職員が現地で説明をしたところがあります。申し込みにつきましてはこれまで2件の申し込みがあっておりますが、9月30日までを申込期限としておりますので、これから申し込みがあるものと考えております。

次に2点目の空き家を町で購入若しくは借り上げ、低廉な家賃で移住定住希望者に提供する考えはないかのご質問についてですが、結論から申し上げますと、本町においてそういった施策を行う考えはありません。

まず、空き家を町で購入することについては、空き家の処分や賃貸を考えている所有者としては、町が空き家を購入すること、あるいは借り上げるとは非常に好都合であり、施策として実施した場合、多数申し出があるものと予想されます。そうした場合、行政の施策として実施するには、購入する空き家の要件や購入する価格の算定基準について、一定の合理性や公平性を確保することが求められますが、数多くの空き家がある中、空き家の状態や設備、所在地はまちまちであり、そういった要件や基準を設けることは実務

上著しく困難であると、このように考えます。

空き家を借り上げる場合においても同様であり、一定の合理性や公平性を確保しつつ、借り上げる空き家の要件や賃貸価格の算定基準を設けることは、実務上これも著しく困難であると考えます。

さらに、町が空き家を購入しその所有者となる場合、町にはその空き家の維持管理に係る義務が生じるものであり、当然維持管理に要する経費は町が負担することになります。また、その家屋と土地に係る固定資産税の課税もなくなりその分収入の減少が生じることになります。このように空き家を購入することによる購入費、維持管理コスト、並びに将来負担など短期的にも長期的にも財政上大きな負担となってしまうことが予想されます。

また、借り上げてから低廉や家賃で提供するといった場合、不動産の賃貸借契約における転貸、いわゆる又貸し行為ということになります。通常不動産の賃貸借契約においては転貸禁止条項いわゆる貸し主の許可なく、又貸しを行うことを排除する規定を必ず設けるものでありますし、無断転貸をおこなった場合賃貸借契約に禁止条項がなくても契約解除をできる旨、民法第612条において規定されているとおりであります。

このように不動産賃貸借契約は貸し手側と借り手側のそれぞれの自己責任による1対1の直接契約が原則であり、その仲介代理をするには、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業を営む者及び宅地建物取引の資格を有する者に限られているところであります。このようなことからトラブル発生の原因となりかねない転貸いわゆる又貸し行為を、行政の施策として行うことは妥当ではないと考えているからであります。以上のようなことから、2番目のご提言について町の施策として取り組む考えはありません。

一方本町においては8月から開始した空き家バンク制度とは縷々ご説明したようなリスクを町が負うことなく、利用可能な空き家の活用を図ることができるような制度に設計されたものであります。本町としては利用可能な空き家対策としては、この空き家バンク制度の推進により対応して参りますのでご理解を賜りたいと存じます。

3番目の移住定住を促進するためにも安全安心で利便性の高い町作りが求められる。どのように取り組む考えかについてであります。安全安心で利便性が高い町作りの為には本町の場合、まだ、社会インフラ等の整備が必要

であると認識しており、昨年11月に策定した第5次総合計画後期基本計画の中で5つの章に分けたテーマの中の、主に第2章快適で安全な暮らしを支える町作りにおいて、4つの分野において合計15の各種主要施策を掲げ、取り組みについてお示しをしているところであります。これらの施策を着実に実行し、その施策の成果が総合的に結びつくことにより、安全安心で利便性が高い町作りが図られるものこのように考えております。

しかし、厳しい財政状況が続く中、当面大胆な施策を講じることは難しいと予想されますので、今後は財政状況を勘案しながら特に事業に係る費用対効果を見極めて、優先順位を付けて取り組んでいく必要があるとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 一点目でございますが、白石保育所跡の町有地の分譲についてですね、現在問い合わせ等については、それぞれ今、数字を提示されたとおりだろうと思いますが、まずこの件数というのがですね、町で想定している範囲かどうかですね、それとも少ないのか、多いのかどうか、その点をまずお願いしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今答弁いたしましたようにすでに2件の申し込みがっております。そして事前に19件の問い合わせがっており、さらに現地にも6世帯の方がお見えになったということでもありますので、ある程度目標達成はできるんじゃないかと、そのように期待をいたしております。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 現説が6世帯、そして申し込みが2件ということで、9月30日までが、一応今のところが期限だと、そういうふうな状況でございますので、こういうふうなかたちで目標達成可能だという答弁でございますが、これがですね、今後推移する中で大幅に増加をしていくということになればですね、これ非常に移住定住というのは一番問題でございますので、そういう中で新たな分譲可能な物件等を検討して提供していくとか、そういう考えはないのか尋ねたい。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい、お答えします。まだどういう状況になるのかわかりませんので、先のことは考えておりませんが、まず今回は白石保育所跡地という町の未利用地があったということから、これを有効に活用しようということで、今一番必要な人口減少に歯止めを掛ける事業として取り組んだ訳であります。今後この事業が成功していけば、その時点でまた新たな判断をしなければとこのような考えでおります。以上でございます。

議長 山口議員。

1 番 山 口 この白石保育所跡の分譲地ていうのはですね、だいたい55坪ぐらいから57坪ですね、この物件から行けば分譲価格が170万ということで、ほぼ市価の5割程度と、そういうことで非常に条件がいいわけですね。これに対してですね、いわゆるたとえば住宅会社とか、いわゆる不動産業者、そういったところからの物件問い合わせはあっていないのかどうかということと、そして当然、いわゆる不動産業者とかそれから住宅関連会社にとってみれば10年後先を見ればですね、間違いなく自分で処分できる訳ですよ。10年という条件を満たせばですね。そうすれば長期的目標を視野に入れてですね、そういう会社からの問い合わせとか、それから若しくはいわゆる不動産業者若しくはいわゆる住宅関連会社ですね、ダミーを立てての申し込みその他があっっていないのかどうか、そしてそのような申し込みがあった場合にどのようなチェック体制をとっていくのかですね、ちょっと質問項目が多ございますが、一括してお願いしたいと、以上でございます。

議長 町長。

町長 はい、お答えします。まずおっしゃったように、優遇策として、土地の価格をおっしゃるとおり50%に抑えております。そこで当初は主に不動産会社の方から問い合わせが多かったようであります。したがって、今ダミーをされてのというようなご発言もありましたが、そういったことはないように、きちんと審査をして、そしていわゆる売買契約を締結するというようにしておりますので、そういったことについては十分配慮しながら、この事業は進めて行かなければと思っております。以上でございます。

議長 山口議員。

1 番 山 口 若者ということで限定をされてあるわけですね。そしてその

条件がですね。いわゆる年齢条件が40才と、そしていわゆる子どもの条件が小学生以下が1人以上ですね。そうすればこの条件というのはですね、いろんな意味で厳しいのか、どちらかというのは私も判断しかねますが、たとえばどうしてもですね、子どもができなかったと2人目がですね、そして小学生の子どもと夫婦暮らしであるとか、まあそういうふうな非常に近い条件だけでもその条件をクリアできないとか、そういう方の申し込みがあった場合は、どういった対応をされるのか、厳格にこのとおりに条件をですね、遂行されるのか、その点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。地方創生総合戦略の中でやはり、人口減少をどのようにして歯止めを掛けるかということが大きなテーマでありますので、そのための施策でございますので、この条件を全てクリアしたものでなければ受付はしないと、そのように厳格に進めて行きたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 この白石保育所跡地の町有地の件に関してですね、いわゆる住宅建築後は定住促進奨励金として50万円が支給されます。住んだ時点ですね。そして逆にですね、最低移住期間の担保として、そのいわゆる奨励金に匹敵する50万円を預けることになると。そしてこの50万円については10年間、いわゆる川棚に定住した時点で返還をされると、こういう条件だと思ってるんですよ。じゃあそうすればこの50万ですね定住促進奨励金をもらってもですね、それをそっくりそのままいわゆる最低移住期間の担保金と同じ金額なんですね。そうするとせっかく移住促進のためにその促進奨励金を50万円やりますよと、それがそっくりそのまま町の方に預けなさいというかたちになってですね、なんとなく有難みがない感じがするわけですよ。なんかこの辺を何かもう一工夫できないのかということをお尋ねしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今おっしゃったように定住促進奨励金として50万を差し上げることにしております、一方ではいわゆる担保金として10年間定住をとという条件を付けておりますので、その間10年間5

0万預かるということにしておりまして、たしかにそういう考えをもてばそうかもしれませんが、要は10年間以上定住してもらうということがこちらの希望でありますので、10年間以上定住をして、そうすればその50万は返ってくるわけですので、それはメリットがあるというふうに私どもは理解をいたしています。以上でございます。

議 **長** 山口議員。

1 番 山 口 この点についてですね細かい議論をいう気持ちはございませんけども、何となく50万もらってですね、それをそのまま50万町に担保として預けなさいよという、そういうような感覚であればですね、現在の移住定住、若者移住定住促進策ですね、これのいわゆるPR効果がですね、そこでかすんでいるような気がするわけですね。だから可能であればですねせっかく50万もらって、がんばって川棚住んで下さいと、ありがたいなと思う気持ちがですね、そこで移住定住を考えた方がですね、気持ちが萎えないかという心配があるもんですから、何かそういった点で一工夫できないのかですね。これはもうあえて回答は結構でございます。そういう感じを持っております。

2番目のですね空き家を町で購入し、借り上げというのはこれは非常に厳しいもんだということは私も知っております。ただこれがですね、空き家バンク制度というのはですね、いわゆる単に登録をしていただいて、いわゆる紹介だけが町が行いますよと。じゃあそれだけで果たして移住定住策につながるかと、やはり移住定住策に促進につながる施策であればですね、そこで何らかのですね、この空き家バンク制度に対してですね、いわゆる登録をして下さいよと、そして何かそういう方がおれば情報提供しますよと、それで果たして移住定住策が効果があるのかというのが非常に疑問に思うわけですが、果たしてそれで移住定住の促進につながるのかと、どのようにそこを考慮しておられるのかをお尋ねしたい。

議 **長** 町長。

町 **長** 空き家バンク制度というのは移住定住促進事業の中では一般的な制度でありますので、そういうことを考えますとこれは非常に効果がある制度ではないかと思えます。以上です。

議 **長** 山口議員。

1 番 山 口 若干捉え方の感覚の差かなという気もいたしますが、いわゆるできればですね、いくらかい物件でもですね、一つぐらい町で購入するとかしてですね、財政的な面も費用対効果の問題もあろうかとは思いますが、いわゆる総合戦略の中でですね、お試し滞在等の活用、お試し滞在等というのがございますが、そういったところでですね活用するためにも、おそらくお試し滞在というのは将来の移住か定住をされる方に、こう少しでも川棚町を体験してもらって移住定住に結びつかないかという施策だろうと、そう考えたときに、こういうふうな川棚は場所ですよといった場合にですね、たとえば町住をちょっと紹介してここにちょっと住んでみませんかよりも、空き家のちょっと程度のいいところに提供して、こういう場所ですよというのを体験をさせるというのも一つの移住定住の方策じゃないかと思いますが、そういう点については何か考えはないか尋ねたい。

議 長 町長。

町 長 おっしゃる施策については理解はいたしますけれども、先ほど言いましたように、町がその一部のものに対して購入や借り上げをして、そしてそういった事業を展開するということについては、先ほどいいましたように借家法とかあるいは民法とかそういった法律に抵触する事もありますので、それとそういった空き家を購入した場合には希望者がたぶん殺到してくるだろうと、そうしますと固定資産税についても課税できなくなって税収の減少にもつながると、逆にいろんな大きな問題が発生するのではないかと、いうふうに思っておりまして、今のところそういった事業を展開するという考えにはいたらない訳でありますのでご理解をいただきたいと思えます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 3番目に行きます。移住定住を促進するためにはということですが、やはり移住定住をする為にはですね、やはりいろんな方が住みたい、住んでよかったと、いわゆる魅力ある町作りが基本であろうと私は考えます。じゃあそのためにいわゆる町長の答弁でもございましたように、インフラの整備、子育て、医療、防災のいろんな角度から検討が必要であると思えます。たしかに財源的に非常に厳しい中でですねこれをすべて施策をやっていくというのは大変厳しいものだろうということは私も理解をいたしております。

ただ、その中の一部だけになります。たとえば現在非常に今夏、台風襲来、地震、熊本ですね。そして今夏の北海道、東北地方でのいわゆる台風襲来による、いわゆる想定外とこれもいべきかどうかは分かりませんが、非常に甚大な被害があっている。そういう中でたとえば防災ということだけ考えればですね、これは総合計画の中にもあるんですが、現在川棚町で地域見守りネットワークであるとか、それからいわゆる自主防災とかそういった取り組みがなされている。これが現在おそらく21地区ずつ現在組織されているんじゃないかと思いますが、じゃあこれははたして組織がなされただけでですね、現在どの程度機能をしているのか、その検証はどうされているのかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今議員からはやはり移住定住を促進するためには、災害に強い町作りを作るべきではないかというようなご指摘がありまして、まったくその通りだと思います。先ほどにも言いましたように総合計画の中の快適で安全な暮らしを支える町作りの中において、災害に強い町作りの推進ということを4点目に謳っておりまして、それについても取り組んで行く所存であります。具体的に地域見守りネットワークについては、はたして機能しているのかということについてご指摘をいただきまして、これは主に総務課とそれから住民福祉課で対応いたしておりますので、具体的にはそれぞれの担当課長から答弁させますのでよろしく願います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 総務課では自主防災組織を担当しておりますので自主防災組織の機能あるいは検証の件についてご回答させていただきます。現在、自主防災組織については順次組織について進めていっているわけですが、各地区におきましてはそれぞれに訓練を行っていただいたりとか、会議等をもっていただいたりはしておりますけれども、全体的な検証は今のところ行っておりません。以上でございます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 それではただ今ご質問いただきました中で、地域見守りネットワークの活動状況ということで現状をお知らせしますと、まず昨年度まで

に21地区のネットワーク体制の構築が完了しております。その後、順次また拡大を図っていきたいということで進めております。また見守り台帳の作成のため、状況のですね、個別の対象者の更新のためにはそれぞれ地区の民生委員等の方にご協力をいただいております。状況の変化等があればですね、この見守り台帳の更新ということで、こういった新しいデータをもとにですね台帳の更新作業をおこなって、よりの確な見守りにつなげていくという状況で行っておるところでございます。

またネットワーク体制の構築済みの自治会におかれましてはそれぞれ自治体内での取り組みの啓蒙、啓発を目的とした事業がそれぞれ行われておりますので、この行われている自治会に対しましては金額は多くはございませんけれども、補助を行いながらですね自治会内での見守り体制の推進のためですね支援を僅かながらでは行っているところでございます。この取り組みが有効であるかというようなことにつきましては、まだ現状、そうした検証というのはたしかに行っている状況ではございません。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 今言われましたようにこの地域見守りネットワークそれから自主防災についてもどちらかといわばですね、行政側がある程度指導をして、各自治体でですね立ち上げていただきたいという方向で進んできたものと思っております。最終目標は100%であろうと。そうすれば当然これですね、やはり将来的には100%になると、その中でこれ実際機能しているかどうか、やはりある程度やっぱり行政の指導の中で検証しながらですね、機能するようにしていくべきではないかと思いますが、町長の考えはどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。今議員おっしゃったようにこれは東北の大震災を経験して以降、やはり安全で安心した町づくりが一番行政の大きな課題であるということから、特に高齢社会になりまして、いざ災害が発生した時には誰かが支えていかなければできないという状況があったものですから、そういった町作りを進めるべきではないかということで、こういった事業を行政が主体的に取り組んできた訳でございます。もちろん自主防災組織については一部にはすでに以前からありましたけれども、これをやっぱり全町に

広めるべきだということで取り組んできておりまして、今議員がご指摘があったように機能が十分発揮できるような、そういった取り組みが今後も必要であると、そのように認識をいたしております。

ただ、先ほどおっしゃった検証はしたのかということについては、幸いにして災害が発生しておりませんので実際の検証はできておりませんが、やはり今後は想定外のことを想定しながら私ども行政を進めていかなければと思っておりますので、こういった組織の育成についても災害を想定した訓練、そういったものが今後必要ではないかとそのように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 町作りの中であと2, 3点聞きたいんですが、利便性のある町というのはですね、非常に理想を考えればいろんな事が言えると思いますが、少なくともですね交通であるとか、買い物等日常生活に不便をきたさないというのが大事ではないかと思われま。そのなかで一例でいけば公共交通についてはいわゆる民間バスの廃止も、まだ相変わらずコミュニティバスの運行を求める声も聞かれます。そして同僚議員も何回か一般質問してきたわけですが、そして第5次総合計画の中にも本町の実状に合わせた交通体系を検討していくというような項目もございます。そういうことでこういった分については今後どのように取り組んで行くかですね、その考え方だけでも答えていただければと思っております。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** やはり利便性のある町というのが移住定住につながることは当然だと思います。その中で交通のネットワーク、これが非常に大事でございまして、特に私が考えているのが朝夕の205号線の渋滞でございます。これについては国道でありますので県や国にこの対策について要望を重ねてきているところでございます。それから今コミュニティバスの運行等についてもご指摘がありましたが、これについてはもう何回も申し上げますように現状ではこの制度を構築したくても、いろんな条件がありましてできないという状況があります。そういった現状が変わっていけばこのコミュニティバスの運行も実現可能になるわけでありまして、今後もこのことについては庁舎内で設けております会議の方で今後も引き続き検討をしてまいりたいとこ

のように考えております。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 人口減というのは今後もおそらく避けて通れないというのはこれは統計上間違いないことでございます。その中で特にですね将来を含めてですね人口減の一つの要因がですね、いわゆる10代後半から20代の若者がいわゆる町外に転出するというんでしょうか、流出すると、いわゆるその理由としては高校卒業後進学であるとか就職であるとかそういう形で減っていくと、そうすると若者が減っていくということは町そのものの活性化が失われることと私は捉えております。そうすればいわゆる高校卒業した若い子がですね川棚に定着してくれば一番にいい。それが進学その他してですねその子たちが戻れるような、いわゆる魅力ある町作りが必要じゃないかと思うんですよね。そうしなければだんだんだんだんいわゆる若い子が上級学校進学して、そのままいわゆる都市部に出た子が戻ってこない。だからその子たちが戻ってこれる、そういうような町作りを考えていく必要があると思いますが、そういうような町作りについては町はどのように考えておられるのか尋ねたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えします。人口減少は避けて通れないという前提の中で今ご質問いただきましたが、この人口減少に歯止めを掛けるためにまちひとしごと創生総合戦略を策定したつもりであります。だからまずはこの戦略については、当初は国が全部金を出すから地方でやってくれというような事で始まりましたが、結果的には一部2分の1が町負担ということになって、さらには最近では事業採択の審査が厳しくなりました、何でもかんでもできるということにはなっていない、大変その対応に私も苦慮いたしております。そういった中で川棚町の人口減少の要因については今、学校を卒業した子どもが都会に出て、そして将来、昔は帰ってきたけれども今はそれが無い、あるいは少ないというご指摘をいただきました。この現象は川棚町に限らずどこでもそういった現象が生じております。

そういった中で特に川棚町の人口減少の主な要因として特徴的なのが若者の未婚率が高いということ、これについては婚活事業を今進めておりまして、幸いにして前回の婚活事業でも4組のカップルが誕生したということ

で、そういった事業を進めなければと思っております。

そして今ご質問がありました将来都市に行った子が帰って来るような施策が、何か町長としてあるのかということでご質問をいただきましたが、これについてはやはり今第5次川棚町総合計画で定めているいろんな事業を、少しずつでもいいですから財政運営を考えながら取り組む事によって全体の町のレベルを上げていく、このことが一番大事ではないかとそのように思っております。そういったことについて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、そういう中で1人でも多くの子どもが川棚町にまた帰って、川棚町で働こうと、人が増えていけばそれが人口減少に歯止めを掛ける一つの方法ではないかと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 その若者、高校卒業後の生徒がですね戻ってくるためにいろんな事をやっていただきたいと思っておりますね、たとえば高校の進路指導等と連携をとりながら、たとえばいわゆる現在の高校生、中学生も含めてだろうと思っておりますが、町内のたとえば企業であるとか、広げて郡内の企業であるとか、そういったところの見学会等を高校の進路指導部と連携しながら行くと、それが卒業後即本町の企業に就職しなくても、たとえば都会に出て行った子がですね、川棚町にそろそろ帰ろうかと思ったときにこういうふうな企業が自分の地元にあったと、そういう気持ちでですね、そういうところで又働けないとか、そういう思いしながらですね帰って来る子が出てくる可能性もあると、そういうふうな少しずつの可能性を探りながらですね施策をやってもいいんじゃないかと思っておりますけども町長の考えはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今の質問に関連してですが、よくたとえばスクラムミーティング等で話が出るのが、高校の教員が地元のことをよく知らない。だからまず高校の教員に対して地元の事を知ってもらう機会を作るべきではないかという話が過去にもあっております。そこで私は川棚町には県立高校が4つございます。川棚高校と特別支援学校が3つあります。そういったことで町内の小中学校の校長先生、そして県立高校の校長先生を

含めて、一度懇談会をしたことがございます。そういった中で今高校の教員が職場体験学習ということで川棚町役場にも先日1週間程度体験に来てくれました。そういった中で川棚町のいわゆる川棚町がどういう町であるか、川棚町の良さが今回の職場体験でよくわかったということで、その折りにもぜひ子どもたちにもそういう指導をしていただきたいというお願いをしております。それから町内の企業の見学会を高校の方で主催してもらう、このことは非常に大事だと思いますのでぜひ、このことについてはまた意見交換会などを通じて各学校にお願いをしていきたいとこのように考えます。以上でございます。

1 番 山 口 以上で終わります。

議 長 次に村井議員。

1 3 番 村 井 議席番号13番村井です。私は片島公園整備について質問をいたします。これまでも同様の質問を数名の議員されてきましたが、昨年来片島を取り巻く環境も変わりつつあることから、あらためて質問をいたします。当地はご存じのように私有地と国有地でありましたが、大半を町有地化し、残り部分を国より無償で借り受け、平成26年から4年間の計画で都市公園として整備をするということになっております。現在は進入路の整備や陥没した一部通路の補修、看板の設置などが終わっており、今年度の測量設計を経て完成予定の計画であります。そういった中、昨年11月末に町内の各ボランティア団体が協力をし、川棚片島竹灯籠祭りが開催され町内外、遠くは熊本県から千人を超える方々が訪れました。その時のアンケート調査の結果はとても満足をしている、ぜひ来年も見に行きたいという意見が多くあり、本町のPRにも大きく貢献をしていただいたものと思っております。その結果を受けて今年も来月10月の29、30日両日、2回目となる竹灯籠祭りを予定し、現在準備を進めておられます。昨年の6月新聞に掲載をされました公園化に向けた町長への取材記事やこのイベントの効果もあり、イベント終了後もここを訪れる方々はこれまで以上に増えてきております。ここは魚雷発射試験場として建設をされてから100年近くが経過し、一部崩れ落ちた建物や、草や土に隠れた側溝、落ち葉やゴミ、廃材で埋まったプールなど、危険箇所も数多くある反面、全国的にも珍しい魚雷発射試験場という面影が未だに残っております。戦後70年を経過し、2度とあってはならな

い悲惨な戦争の体験者や語り部も少なくなっていく中、平和学習の生きた資料としても大変貴重であり、その歴史を語り継ぎ継承していく必要があります。また、町内に点在する戦争遺構と観光をリンクさせて、町をPRしていくというのは本町の方針でもあることから、一日も早い整備が必要であると考え、次の3点について質問をいたします。

1点目、これまでの説明では建物等には手を加えず遊歩道、トイレ、休憩場、駐車場等を整備するという事ではありますが、現時点での整備計画の内容と、計画全体の進捗状況を尋ねます。

2点目、現在片島公園駐車場として進入口付近に9台分の簡易駐車場が設けられておりますが、公園入口までの道路は大変せまく危険でもあります。その手前に旧岸壁といいますか、昔の堤防が100m以上にわたりそのまま残っています。そこでここを改修し駐車場にできないか尋ねます。

3点目、将来片島公園内に戦争遺構等の資料と郷土資料を併せ持つような資料館を造れないかお尋ねをしまして壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 村井議員の片島公園整備についてのご質問にお答えいたします。ただいま議員からは三つの質問をいただきましたが、ご質問の①と②につきましては、私の方から答弁いたしますが、③につきましては教育長に答弁をしていただきます。

まず、ご質問①の整備計画の内容と進捗状況についてですが、平成27年8月に片島公園整備計画を策定いたしており、同年10月には議会全員協議会において整備計画の内容などについてご説明をさせていただいたところがあります。片島公園整備計画の内容につきましては、園内を見学するための順路となる園内通路整備、多目的トイレ設置、海岸線及び民地境界に安全維持管理用の防護柵を設置、公園入り口付近への駐車場整備、休憩用の東屋設置としており、平成26年度から平成29年度までの4ヶ年で整備する計画といたしております。進捗状況につきましては、平成26年度に教育委員会で進入路用の用地を購入し、27年度には山林の購入と、その進入路の整備を行っております。更に本年度は川棚発見巡る旅整備プロジェクト事業により、園内通路整備にかかる測量設計業務、そして29年度には工事に着手する予定といたしております。残りの整備につきましては財政状況が大変厳し

いので、利用者の今後の状況や財源確保の状況を見ながら、検討していきたいと考えているところであります。

②の片島公園入口手前の旧護岸を改修し片島公園の駐車場にできないかとの質問ですが、この件と同様の要望書が本年8月に三越郷総代より町に提出をされております。このご質問の場所は車の通行にも支障があるように思われますので、旧護岸の撤去は必要と感じておりますが、ご質問の片島公園駐車場として整備する事については週末などの片島公園利用者の状況や駐車場としての維持管理面など総合的に判断して、今後検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 村井議員の③の質問について、お答えをいたします。

教育委員会としての片島公園の保存についての基本的な考え方は従来と変わっておりません。いわゆる風化するまま保存するという事でございます。議員の質問されている資料館につきましては建設費の問題、管理等の問題、色んな問題があるようでございます。教育委員会としては現時点で建設する考えはございません。以上、答弁といたします。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 まず、一点目ですが、確認の為にお聞きします。先程この整備の内容を説明をいただきましたけど、ここに電気は引かれるのかどうかを、まず確認をさせていただきたいと思えます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 整備担当の建設課長に答弁をさせます。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 私の方からお答えさせていただきます。現整備計画で電気の引き込みについては、明確に記載をされておられません。ただトイレの設置計画はございますので、トイレの設置に併せての引き込みというのは考えているところでございます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 今の時点では、トイレに関する分の電気を引き込むという様なお答えでしたけど、実はご存知かとは思いますが、去年の竹灯籠祭りの時に電気がなかったが為に大変苦勞をしまして、沢山の発電機を用意して対応

しておられました。このイベントは別にしてでもですね、今後ここを整備されるという事であればトイレの電気等も含めてですが、やはり街路灯またそういうところで将来何かやろうとする時にでも電気は必要じゃないかという考えが立つ訳ですね。ですからぜひ、ここの電気工事、電気を引き込むというところまで将来的にも考えていただければと思いますが、再度確認のためですが将来的にはどう考えておられますでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** この片島公園を町で管理するいきさつになったのは、議員もご承知と思うんですけど、これまで国有地として放置されていたままだったもんだから、やはり町の方で管理をして、そして特に戦争遺構というものを見てもらう必要があるんじゃないかと、そして見てもらって現在の平和の有り難さ、そういったものを見学して感じてもらうという事で、風化するままの状態を管理して行こうという事になった訳であります。しかし、戦後70年という節目を迎えて、この戦争遺構に対して非常に関心が高まり、その中で議員がおっしゃっているようなイベントも開催していただきましたので、一躍脚光を浴びたところでございます。そういった中で今、電気の引き込みについてもイベント等を開催する場合には、やはり不便を感じたのでぜひという話がありましたけど、基本はこの公園にはあまり金を掛けないというのが原則でございます。ただ幸いにして補助事業が見つかりましたので、この補助事業の範囲内で事業を実施をしてみようと、今のところそういった考えでございます。

議 **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 わかりました。次にこの本部棟と思われる建物がありますが今町長が言われますように、ここは建物等には手を加えず、風化するままという事ですが、本部棟の横にプールがございまして。プールと言っているのかどうか、おそらく魚雷の浮力検査等が行われていた場所かと思いますが、現在ご存じのように落ち葉やゴミまたは廃材等が埋まっております、見るからにここはそういう状況では危険ですし、まず何と言っても不衛生であります。この部分をどうされるのか、何か計画があらわれるのかどうか、お尋ねをいたします。

議 **長** 町長。

町長 お答えします。管理棟の横に確かにプールがありまして、これは地元の方で周辺の伐採をしてもらった時に、そこに樹木等を放り込んで、後の始末が出来ておりません。そういった事を言いますと片島公園全体、町の都市公園だというふうには、あまりにもみすぼらしい状況でありますので、何とかしたいなという気持ちはあります。しかし、先程も言いましたようにここには多くの金を注ぎ込む考えはありませんし、出来ればあそのこのプールの清掃等についてもボランティアでしてもらえないかと、こういった希望をもっているところでもあります。以上でございます。

議長 村井議員。

1 3 番 村井 何事にも金が掛かりますので、極力金を掛けないというのは分かるんですが、それでもう一点ですね、山頂部の整備について、ちょっとお尋ねをいたします。昨年の9月定例会において山口議員の質問の答弁としても山頂に登る道路は手を加えず、そのままの形で残すと、現段階ではそういうふうな状況であるというような答弁をされておりますけれども、ここはご存じように山頂部に監視塔がございます。登った事がある方はよくご存じだと思いますけれども、大変すばらしい見晴らしの良い所でありまして、見晴らしが良いから監視塔が出来た訳ですけれども、右に大崎半島、左奥には町の中央部がございます。目の前には大村湾が遠くまで一望出来るというすばらしい場所でありまして、現在登り口から山頂までは山道とはいえ、3 m から4 mの広い道が山頂まで繋がっております、ここは森林浴を兼ねた小さな山歩きには最適な場所ですし、山頂の監視塔も含めての魚雷発射試験場でありますので、この山頂部を今後もどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

議長 町長。

町長 はい、お答えします。この山頂を含めての山林につきましては、実は国から町が一部買って、そして一部借り受けをして公園化した後に、この山林についても購入をした訳であります。この購入した要因というのは、まず将来的に整備が出来れば、今議員がおっしゃったように非常に展望が良い場所で、イルカウォッチングなどの最適な場所であるというふうに判断をいたしました。それはあくまでも整備が出来ればの話でありまして、現状でそういった余力がありませんので基本的にはここを解放しようという

考えはもっておりません。

ただ何故購入したかのもう一点につきましては、ここの山頂にいわゆる測量の基準点となる三角点がありますので、ここを民有地のままにしておいたら、あともし所有者の意向でそれがなくなってしまうという事になったら大変でありますので、三角点を確保するためにも町が購入しとった方がいいんじゃないかと。しかも交渉の結果、格安で交渉が出来ましたので、購入をしたところでございます。そういったいきさつもあって町有地として、そして片島公園として管理をしております。

基本的には現状では道を整備いたしますと当然、上部の山頂の方の転落防止等の整備も必要となってきますので、多額の財源が必要となりますので、まずは財源確保が出来れば、そういった事も考えられるんじゃないかと思えます。以上でございます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 という事は、現在は通らないようにするというような事で理解して、よろしいのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。公園の管理上は通さない方がより安全を確保できると、そのように考えております。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 わかりました。次、2点目について質問をいたします。先程町長の答弁には、今後ここは検討して行くというようなお話がありました。地元の総代さんからもちょっと話を聞いたんですが、同じような要望は出ているというような事でありました。再度、町長はよくご存知だと思いますけど、この道路はですね、側溝部を除けば4mぐらいしか幅はございません。今、新しく出来た護岸と、この4mちょっとある道路の真ん中にですね、幅1.4mぐらい、路面から50cm弱突き出た昔の堤防が100m以上に渡ってありまして、ここを崩して平地にするだけでですね、幅10m弱の広さが広がるんですね。私は何故、今現在ここにこれが残っているのか経緯は知りませんが全く不要であり、不思議にですね、なして残つととやろうかとも思っておりまして、これを早めに解体してここを更地にすると道も広げられますし、ある程度駐車場も確保できます。ここを訪れる方の利用もです

ね、安全で便利になるのかなという気がしております、現在ここには徐行の看板もございませんで、地元の住民の皆さんの話の中に私はゲームをしませんので分かりませんが、スマホゲームでポケモンGOというのがあるみたいで、この片島にもそういうのが出てくるといような事で若い人が時々訪れているらしいんですね。ただ、この4mぐらいしかない道は狭いので、そこをスピードを上げてくると大変危険だと。危険を感じた住民の方の話もあっております、ここをですね、早めに改修していただければ大変利用価値があるんじゃないかと、また安全性も確保できるんじゃないかという事で、今後ですね週末の利用状況等を見ながらといような事ですが、この片島公園整備も金が付ければ出来るという事ですが、一緒になってですね進めただければと思うんですが、早めに駐車場確保また道幅を広げるとい事を考えて、この堤防の撤去といのを出来ないかどうか再度お尋ねをいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。要するに堤防が被災して、そしてその沖に新たに護岸が整備されておりますので、現在の古い、いわゆる旧護岸はもう必要でない訳であります。したがいまして、その撤去いたしましても特に問題はないと思います。ただ撤去した後、じゃあどうするかとい事になりますと確かに議員がおっしゃるように、あの堤防があるところから急に道路が狭くなっておりまして、非常にその部分が危険性がある事は充分承知をしております。したがって、将来的にはやっぱり旧護岸を撤去して、道路を広げるべきだろうと、こう思います。道路を広げるとなりますと今度は駐車場が出来ない訳でありますので、そういった事については今後の片島公園の利用状況等を見ながら、道路に広げる部分と駐車場にする部分について検討して行かなければと思っておりますけれども、いずれにいたしましても地元総代から要望書が出てきておりますので、地元と十分協議をしてから今後対応してまいりたいと、このように思います。以上でございます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 それでは、3点目について質問をいたします。先程、教育長の答弁の中には、現在のところ資料館をここに建設する考えはないといようなご答弁でした。この資料館については私は平成19年に質問をしております。

まして、その後、平成23年には福田議員が同様の質問をされております。19年当時の教育長も、また現教育長もこのような答弁をされております。新庁舎建設も含めて、将来的に町長部局と連携を図りながら研究をしていくというような答弁でありましたが、先程ここに建設する考えはないという事でありましたけれども、あくまでも資料館が必要という考えが現在あるのかどうかを、まずお尋ねをいたします。というのもですね、本町の歴史を考えた時に、17年に海軍工廠が出来て、当時3万とか4万とかいうほど人口が増えたというような事がございまして、こういった事が現在の川棚町の形となった一因とも言えるのかなと、そういう歴史だと思っております。敗戦直後にですね軍事的な資料はもう廃棄され、ほとんど残っておりませんので、今ある資料を出来るだけ集約した資料館は、私は必要不可欠じゃないかと思っております。そういった事から先程言いましたように、役場庁舎と絡めて検討して行くという事でありますので、もし造るとすればあくまでも新役場庁舎ですね、一角に造ろうとか、その周辺に造ろうという考えがあられるのかどうかをお尋ねします。

議 長 教育長。

教 育 長 まず、資料館は必要だと思います。今現在、資料館があつてかなり整理をしておりますけれども、ただ議員がおっしゃったような資料については非常に少ないようにも思えます。したがって、現時点で議員が質問された片島に建設する考えはございません。それは変わらないんですが、資料館そのものは必要だと思いますので、今後新庁舎とか色々な条件が出てくると思いますので、町長部局の検討の中で川棚町としてどういう形で資料館を建設した方がいいのかというのは検討されていくべきものであろうと、そのように考えているところでございます。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 資料館の必要性は有るという事でありましてけれども、私は資料館を造るのならですね、庁舎内やその周辺に造るのではなく、この公園内に造る事こそ意味があるんじゃないかと考えております。現存する戦争遺構を目にししながら、その場で他の資料を見る事ができますし、また町長は施設一帯を観光資源として活かしていく必要性を述べられております。もしですね、万が一資料館を造ると想定をした時に、新谷の特攻殉国の碑から大崎半

島の観光施設、そして片島から中央部、城山公園、百津のレンガ倉庫跡、それから石木のトンネル工場や防空壕と、そういった一連のルートが考えられますし、戦争遺構と観光をリンクした流れが出てくるんじゃないかと、そういった点からも私は片島公園内に造るのがベストじゃないかと考えておりますが、そういった私の考えというのはどのように思われますか。

議 長 教育長。

教 育 長 考えそのものとしては一つのすばらしい考え方であろうと思います。ただ造ったら必ず人を置かなければいけないというふうに思います。管理。そういった意味で課題があるのではなかろうかというふうに考えているところであります。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 私は最後になろうかと思いますが、先程町長の答弁の中に整備についても、やっぱり何をするにも財源確保が必要だという事で、先程ちょっと補助事業も見つける事が出来たような答弁がありました。先の町長の答弁の中にも整備の為の財源確保に向け、国、県に陳情をしているとの答弁がございました。そういったところで先程少し触れられましたけれども、今ここで話出来る範囲で結構ですので、財源確保に向けた取り組みというのを、お話出来る分で結構ですので尋ねたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えします。先程檀上で答弁したのは、いわゆる今年度の事業で川棚発見巡る旅整備プロジェクトっていう補助事業を見つけたという事でございまして、それ以外の新たな補助事業を見つけたという事ではございません。ただ、今日本の近代化遺産に脚光が集まっている訳でございしますが、この片島もですね、長崎県の近代化遺産として防衛の分野で指定をされております。そういった事で今後そういう補助事業が創設できないかどうか県の方に要望等をして行く必要はあるのではないかとこのように考えております。残念ながら現時点ではそういった補助制度は見つけておりません。ただ国土交通省に要望した時には、事業費が2億5千万以上の整備計画であれば、それは国が二分の一みますよというようなそういった補助制度については協議を直接して来ておりましたが、そういった事業を取り組む事は今の川棚町の財政状況からすれば困難でございしますので、それについては断

念をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 以上で、出来る範囲で一日も早い片島公園の整備を期待をしまして質問を終わります。

議 _____ **長** 通告者の質問が終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 3 2)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____ 初 手 安 幸 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____ 三 岳 昇 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____ 久 保 田 和 恵 _____